

# 医療費控除について

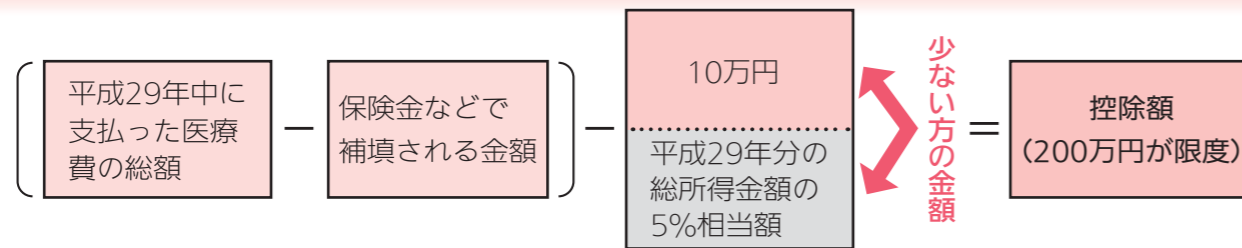
閩税務課町民税係 028(677)6013

## 医療費控除が選択制になりました

平成29年分の確定申告から医療費控除は「従前の医療費控除」と「セルフメディケーション税制」の2種類になりました。

両方の控除を同時に使うことはできません。概要は次のとおりです。

### ①従前の医療費控除(生計を一にする配偶者その他の親族分も含む)



### ②セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

※下記(1)(2)の両方を満たす場合該当になります。

(1)健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組み<sup>(注1)</sup>のみ該当

(注1) 特定健康審査・予防接種・定期健康診断・健康審査・がん検診

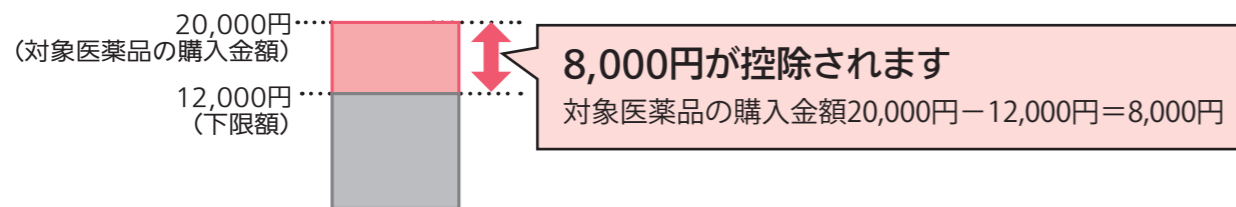
(2)スイッチOTC医薬品<sup>(注2)</sup>のみ該当

(注2) 購入したシートに該当医薬品の場合マークが付いています。

12,000円を超えた部分88,000円を限度に課税所得から控除されます。

#### 例 対象医薬品を年間20,000円購入した場合

(生計を一にする配偶者その他の親族分も含む)



※どちらの控除で申請するか事前に必ず決めておいてください。

※事前に税務課に用意してある書類を入手していただき、確定申告前に必ず記入し持参してください。記入していない場合は受付順が前後する場合がありますのでご了承ください。

## 医療費控除は領収書の提示が不要になりました

平成29年度分の確定申告から医療費控除は、領収書の提示が不要となりました。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。また、医療保険者から交付された医療費通知<sup>(注3)</sup>を添付すると、明細の記入を省略できます。

(注3) 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など

詳細は、役場税務課窓口にて用意している書類または町ホームページをご覧ください。

# 確定申告について

閩税務課町民税係 028(677)6013

## 初めての住宅ローン控除等は真岡税務署で

以下の場合について、初めての申告は税務署でお願いします。

- ・家の新築、購入、増築、改築などをしてから半年以内にそこに住んでおり、ローンを利用している人
- ・バリアフリー改修工事、省エネ改修工事をしてローンを利用している人

## 真岡税務署での申告が必要な人

初めての住宅ローン控除等以外で税務署での申告が必要な人は次のとおりです。

- ・青色申告をする人
- ・土地、家屋、株式等の譲渡所得がある人
- ・株式、出資金の配当所得がある人
- ・雑損控除を受ける人
- ・給与の収入金額が2,000万円を超える人

## 税務署からのお知らせ

- 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと**自宅等で確定申告書が作成できます**ので、書面で印刷して送付またはe-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。
- 「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問、ご相談は、まずは**電話にてお問い合わせ**ください。

### 《作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ》

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

【受付】 月曜～金曜9:00～17:00(祝日および12月29日～1月3日を除きます)

### 《確定申告などに関するお問い合わせ》

真岡税務署 ☎0285(82)2115(自動音声でご案内します)

### ●所得税・個人消費税・贈与税の確定申告についての相談会

なお、確定申告会場の開設日までは、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

会 場 真岡税務署1階会議室(真岡市荒町5178)

期 間 2月16日(金)～3月15日(木)(土・日・祝日を除く)

時 間 受付8:30～ 相談9:00～17:00

※申告書の作成には時間を要しますので、16時頃までにお越しください。

なお、相談内容が複雑な場合は、**15時頃までにお越しください。相談が17時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。**

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ち頂く場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※**駐車場は混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。**

※**確定申告会場では、ご自身でパソコンを操作し申告書を作成していただくことを基本としています。**